

施設基準、病院指定事項について

■医療情報取得加算/医療 DX 推進体制整備加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用するなど医療 DX にかかる取り組みを実施することで、質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

■明細書発行体制等加算

当院では、患者様への情報提供を積極的に推進していく観点等から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。

■外来後発医薬品使用体制等加算/一般名処方加算

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでおります。また、医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、一般名処方(主にジェネリック医薬品の処方)をすることで、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じ調剤し、患者様に適切に医薬品を提供します。

ただし、医薬品の供給状況によっては、お渡しするお薬を変更する可能性があります。

■時間外対応加算 3

当院かかりつけの患者様(再診)に対して以下のような取り組みを行っております。緊急の場合、診察終了後の夜間の数時間においては、基本的には医師がお電話で対応をいたします。

お電話に出られない場合には留守番電話にお名前、ご連絡先を残しておいていただければ、翌診療日に折り返しご連絡させていただきますので、緊急時にご利用ください。

時間外対応加算の時間外とありますが、実際に時間外に診察したという意味ではなく、時間外のクリニックの体制に関する加算であり、日中の診療時間中に受診した場合にも算定するものになります。

※注意点

対応させていただく場合、別途「電話再診料」や、お電話の時間に応じて「時間外加算」、「休日加算」等を次回受診時にお支払いいただきます。

当院にカルテが無い患者様への対応は出来ませんのでご了承ください。

■コンタクトレンズ検査料 1

当院は担当医が厚生労働省の定める経験を有し、「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準にて届出を行っております。

<病院指定事項>

- ・ 生活保護法および中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関
- ・ 難病指定医療機関
- ・ 身体障害者福祉法指定医

当院における個人情報の利用目的

当院は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。
個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお申し出下さい。

① 当院が患者に提供する医療サービス

② 医療保険事務

③ 当院の管理運営業務

- ・ 会計・経理
- ・ 医療事故等の報告
- ・ 当該患者の医療サービスの向上
- ・ その他、当院の管理運営業務に関する利用

④ 他の事業者等への情報提供

- ・ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ・ 他の医療機関等からの照会への回答
- ・ 患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ 検体検査業務の委託その他の業務委託
- ・ ご家族等への病状説明
- ・ その他、患者への医療提供に関する利用

⑤ 診療費請求のための事務

- ・ 当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
- ・ 審査支払機関へのレセプトの提出(適切な保険者への請求を含む。)
- ・ 審査支払機関又は保険者への照会
- ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会、照会への回答
- ・ その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

⑥ 企業等から委託を受けて行う健康診断等を行った場合における、企業等へのその結果の通知

⑦ 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

⑧ 当院の教育

- ・ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 当院内において行われる学生の実習への協力
- ・ 当院内において行われる症例研究

⑨ 外部監査機関への情報提供

付記

1. 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
2. お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
3. これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。